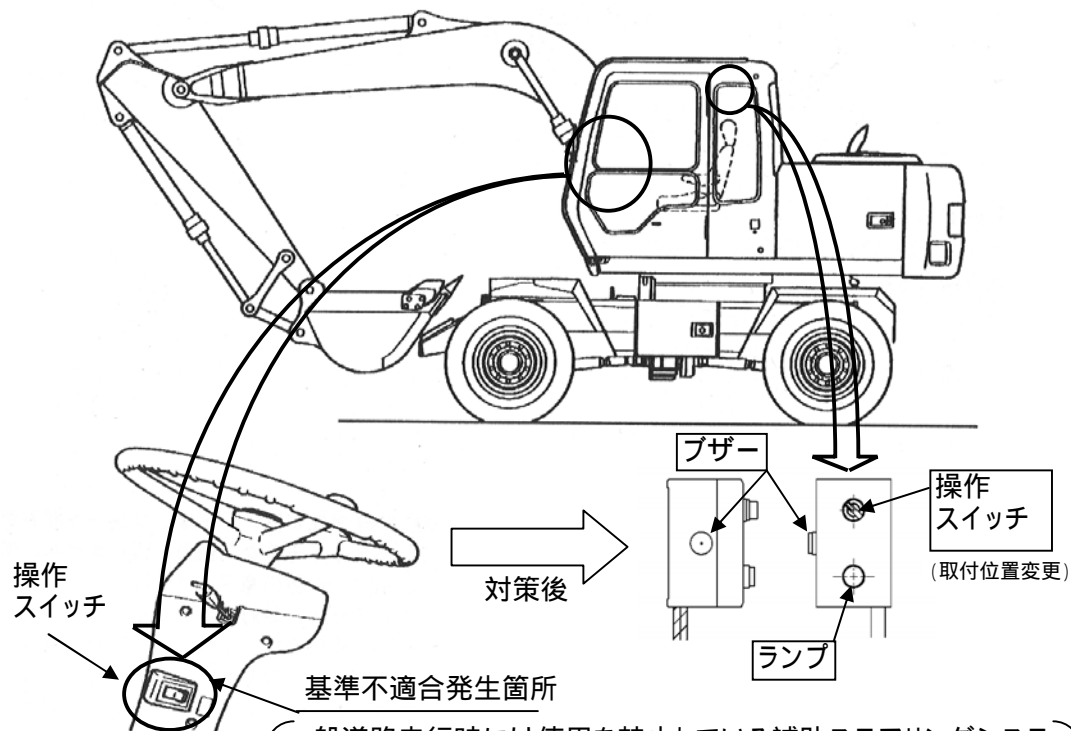


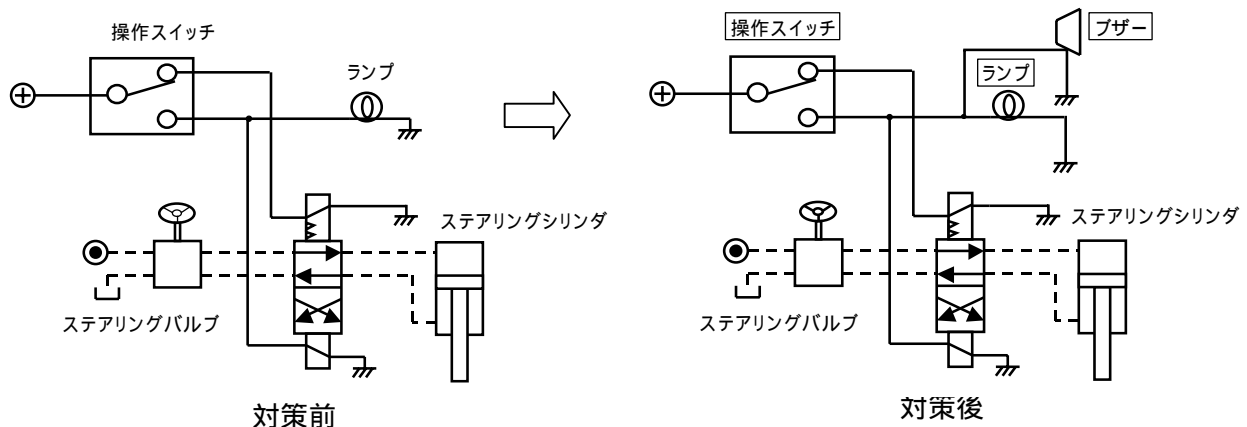
改善箇所説明図



一般道路走行時には使用を禁止している補助ステアリングシステム(運転席を後方に向けて作業する際の操作性を確保するための装置)において、当該システムの誤操作防止構造が十分ではないため、一般道路走行時に当該システムの操作スイッチ(逆ステアリングスイッチ)を誤って操作した場合、当該システムが作動し、操舵時に運転手の意思に反して逆方向に操舵される。

改善内容

全車両、一般道路走行時には補助ステアリングシステムの操作スイッチを操作できないように、当該スイッチの取付位置を運転席の後方に移設し、当該スイッチが作動状態である場合、運転者に対し警告する警報ブザーを取り付ける。



□ は追加・変更部品を示す。

識別: 外観上、操作スイッチの位置にて容易に識別可能なため特別な識別の追加は行わない。